

生駒市規則第42号

生駒市住民基本台帳カード利用条例及び生駒市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年10月24日

生駒市長 山下 真

生駒市住民基本台帳カード利用条例及び生駒市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

生駒市住民基本台帳カード利用条例及び生駒市手数料条例の一部を改正する条例（平成25年10月生駒市条例第30号）の施行期日は、平成25年12月1日とする。ただし、第1条中生駒市住民基本台帳カード利用条例（平成22年12月生駒市条例第32号）第2条第1号の改正規定（所得・課税証明書及び所得・非課税証明書に係る部分に限る。）及び第2条中生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）別表第1の24の項の改正規定は、平成26年1月10日から施行する。